

2027年3月 健康総合保険「自動車保険契約者割引制度」変更について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社の「健康総合保険※」について、「自動車保険契約者割引制度」（以下「割引制度」といいます）の制度変更を実施することとなりましたので、下記のとおりご案内します。

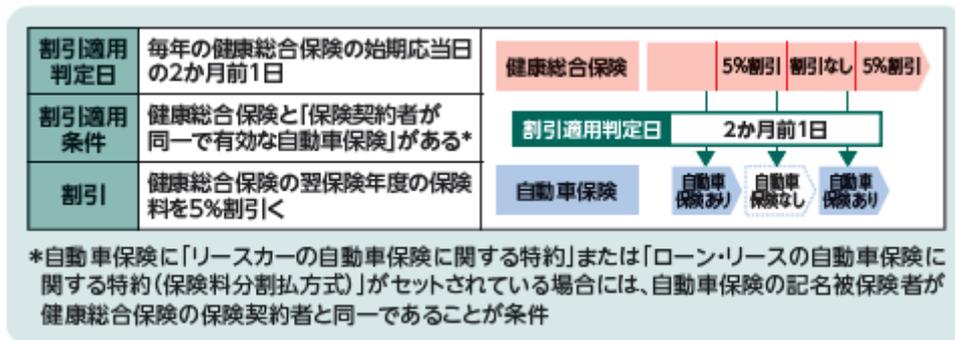
※：2019年4月にあいおいニッセイ同和損保社から当社に保有移行された保険契約

割引制度の変更に関するご案内を、2026年3月に対象のご契約者さま宛て「ご案内ハガキ」を送付させていただいております。

記

1. 現在の割引制度について

健康総合保険の割引制度は、健康総合保険の保険契約者とあいおいニッセイ同和損保の自動車保険の保険契約者が同一の場合に、健康総合保険の保険料について5%割引を行う制度です。健康総合保険の保険期間中にあいおいニッセイ同和損保の自動車保険へご加入いただいた場合でも、割引を適用できます。

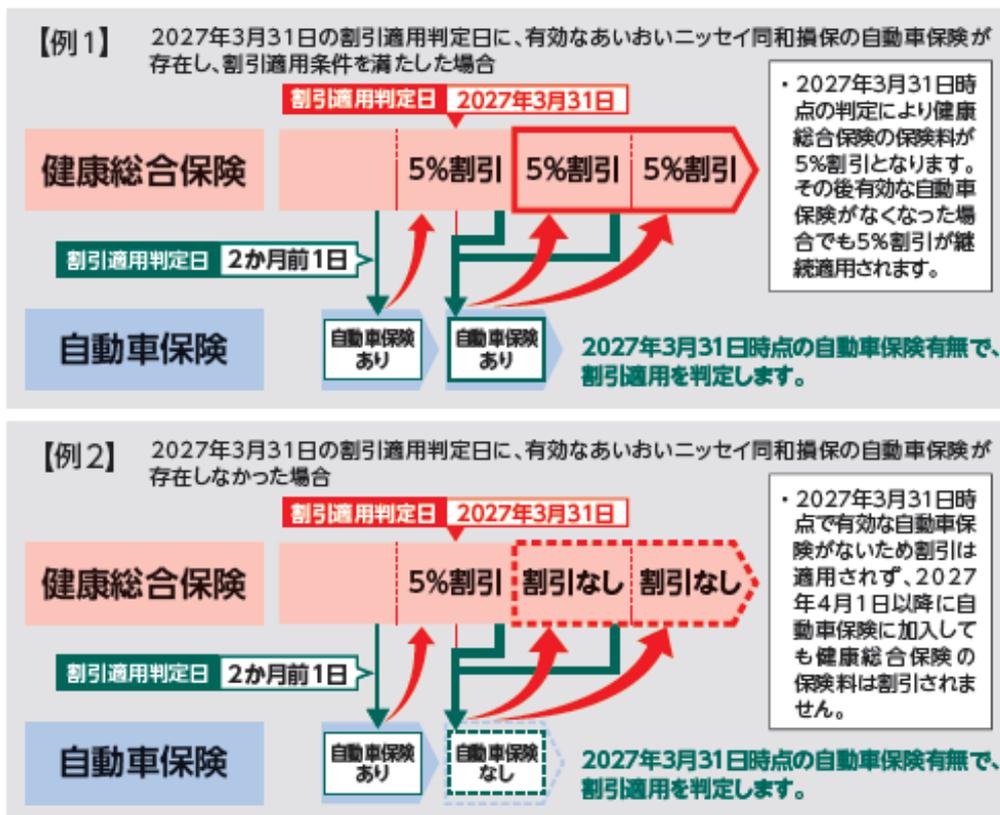


2. 割引制度の変更について

今般、割引制度を以下のとおり変更します。変更後のイメージについては、【例1】および【例2】の図をご参照ください。

なお、割引制度の変更に伴い、自動車保険契約者割引特約を変更します。(別紙参照)

変更内容	<p>■割引適用の結果を固定します</p> <ul style="list-style-type: none">・割引適用判定日(始期応当日2か月前1日)が2027年4月1日以降となる場合は、2027年3月31日を割引適用判定日とします。・この変更により、2027年4月1日以降の割引適用判定は固定(2027年3月31日の割引適用判定が継続して適用)されます。
------	---



割引適用の判定結果は、毎年の始期応当日1か月前に送付している「ご契約内容のお知らせ」にてお知らせしています。

3. 適用時期

ご契約の保険始期に関わらず、2027年3月31日より変更内容を適用します。

4. ご確認いただきたいこと

割引適用判定日が2027年3月31日となり、以降の割引適用は固定されます。あいおいニッセイ同和損保の自動車保険への加入をご希望のお客さまは、お早めにあいおいニッセイ同和損保社でお手続きをお願いします。

以上

自動車保険契約者割引特約

<用語のご説明-定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

	用語	ご説明
し	指定保険契約	当会社の定める自動車保険契約のうち、ご契約者を同一(注)とする自動車保険契約をいいます。 (注)当社が同一と認めた場合を含みます。
わ	割引対象保険料	自動車保険契約者割引が適用される当会社の定める保険料をいいます。
	割引適用判定日	各保険年度初日の属する月の前々月初日(注1)とします。なお、保険期間の中途でこの特約が付帯された場合には、付帯された保険年度の翌保険年度初日の属する月の前々月初日(注2)を最初の判定日とします。 (注1)保険契約締結の際にこの特約が付帯された場合の第1保険年度については、第1保険年度初日とします。 (注2)各保険年度初日に付帯された場合には、付帯された月の前々月初日とします。

第1条[この特約の適用条件]

この特約は、保険契約締結の際またはこの特約の締結の際に、ご契約者から自動車保険契約に関する事項の申出があり、当社がその保険契約を指定保険契約と承認した場合に、第2条[保険料の割引]の規定に従い適用されます。

第2条[保険料の割引]

当社は、割引適用判定日において、次の①および②に掲げる条件をいずれも充足する場合には、当社の定める方法により、割引適用判定日の属する保険年度の翌保険年度(注1)に対応する割引対象保険料について割引を行います。(注2)

① 指定保険契約(注3)が有効であること。

② その他当社が定めた条件

(注1)保険契約締結の際にこの特約が付帯された場合については第1保険年度とします。

(注2)保険年度初日の属する月の前々月初日が2027年4月1日以降となるときは、用語の説明にかかわらず割引適用判定日を2027年3月31日とし、割引適用判定日においてこれら条件をいずれも充足する場合にこの保険年度の割引対象保険料について割引を行います。

(注3)指定保険契約の継続契約を含みます。

第3条[第1保険年度の取扱い]

保険契約締結の際、第1保険年度初日において、第2条[保険料の割引]に規定する条件を充足しない場合には、この特約の付帯はなかったものとして取り扱います。

第4条[特約の失効]

(1)この特約は、割引適用判定日(注)において、第2条[保険料の割引]に規定する条件を充足しない場合には、その割引適用判定日の属する保険年度の翌保険年度から効力を失います。

(注)第1保険年度初日は含みません。

(2)本条(1)の規定により、この特約が失効し、保険料を変更する場合には、当社は、変更後の保険料についてご契約者に通知します。

第5条[準用規定]

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。